

2014年1月から、記帳制度が変わります

あなたも県南農民組合に入って 安心・納得の確定申告を！

今年1月から、すべての納税者に記帳義務が課せられます。これまで、所得が300万円以上の納税者にだけ課せられてきた記帳義務が赤字の人にも適用されることになります。また、今年4月からは消費税5%から8%に引き上げられ新たな負担増になります。税金は自分で申告することが原則です。

計算方法がわからず、所得や経費の出し方、節税のアドバイスを求めて税務署や税理士は聞かれたこと以外は教えてくれません。県南農民組合では会員同士、経費の引き方や税金の計算方法、申告書の書き方までも教えあって書くことができます。一緒に取り組んでみませんか？

自分で申告してこそ安心・納得！

農民連の記帳簿は、税務署職員も「よくできている。使わせてほしい」というくらいの優れものです。経費ごとに何を記帳すればよいか仕分けしてあり、初めての人でも簡単に記帳できます。

最後に確定申告書を書き上げるまでお手伝いします。



税務調査があっても大丈夫

国税通則法改定によって、税務職員の権限が強化されています。しかし、税務調査が「納税者の理解と協力によって」行うものであることに変りはありません。納税者の権利をよく学び、組織的に対応することが大切です。何よりも、法律どおり正々堂々、自分で計算して申告していれば安心です。



払いすぎた税金が戻ってきます

農産物の価格が下がり続け、資材費・燃料費などは値上がりし続け、正確に計算すれば多くの農家は赤字なのが現実です。勤め先や年金で源泉徴収された税金と合算して、払いすぎていた分が戻ってきます。



消費税の申告もお手伝いします

「消費税の申告は、どうすればいいのか心配」という農家は少なくありません。「整理の仕方」「計算の仕方」「申告書の書き方」など、一緒に計算すればだれでも簡単！自分でできます。

各種税金・公共料金などで数十万円の差が

所得税はたいして払っていないという人も、申告で確定した所得に応じて、住民税・国保税・医療費・介護施設利用料・保育料・公営住宅家賃などが大きく変わります。介護施設利用料などで数十万円の差ができるケースもあります。



軽油の免税、利用していますか？

軽油には1リットルあたり32.1円の軽油取引税がかかりますが、農機具など道路を使用しない軽油は申請すれば免税になります。手続きの代行をします。意外に簡単ですので、利用しない手はありません。



初めての人でも親切に教えます なんでも税金相談会

無料



日程	開催時間	場所	対応地域
1月14日(火)	13時30分～	取手市新川集落センター	龍ヶ崎、利根、取手
1月15日(水)	14時～	新利根公民館（新利根庁舎隣）	稻敷、河内
1月16日(木)	13時30分～	つくばみらい市下長沼公民館	つくばみらい、つくば
1月17日(金)	14時～	阿見産直センター会議室	牛久、阿見

県南農民組合

取手市新川297 TEL 0297-70-3503

農業のことはもちろん、税金・産直・法律相談・東電賠償請求などお気軽にお問い合わせ下さい！